

2.2.7.2 その他公害の防止に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

1) 大気汚染

(1)ばい煙の規制

「大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)」に基づき、表2.2.7.2-1に示すばい煙発生施設(それぞれ定められた規模に該当するものに限る。)では、施設から排出されるばい煙(硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物等の有害物質)について、排出基準が定められている。

表 2.2.7.2-1 ばい煙発生施設

ばい煙発生施設
ボイラー、ガス発生炉、金属溶解炉、金属加熱炉、石油加熱炉、焼成炉、直火炉及び反応炉、乾燥炉、電気炉、廃棄物焼却炉、亜鉛溶解炉等、塩化水素吸収施設等、ガスタービン、ディーゼル機関など

注)1.「大気汚染防止法」に基づき届出(平成11年3月31日現在)のあったばい煙発生施設を示す。

2.出典:「大気汚染防止法」「平成11年版 熊本県環境白書(熊本県環境政策課、平成12年2月)」

①硫黄酸化物の排出基準

硫黄酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設から排出される排出ガス中に含まれる硫黄酸化物の量について、下式に示すように地域及び煙突の高さに応じて定められている。五木村及び相良村のK値は全域で17.5である。

【硫黄酸化物に係る排出基準(K値)】

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の許容排出量(Nm³/h)

K : 地域ごとに定められている定数(五木村及び相良村は全域で17.5)

H_e: 有効煙突高(煙突の実高+煙上昇高) (単位:m)

②ばいじんの排出基準

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設から排出される排出ガス中に含まれるばいじん量について、施設の種類及び規模ごとに定められている。

③有害物質の排出基準

窒素酸化物等の有害物質に係る排出基準は、有害物質の種類、施設の種類、規模及び施設設置年月日(窒素酸化物のみ)ごとに定められている。

(2)粉じんの規制

「大気汚染防止法」に基づき、表 2.2.7.2-2 に示す粉じん発生施設(それぞれ定められた規模に該当するものに限る。)では、一般粉じん発生施設の種類及び特定粉じん発生施設の種類ごとに基準が定められている。

表 2.2.7.2-2 粉じん発生施設

一般粉じん発生施設	特定粉じん発生施設
堆積場、コンベア、摩砕機及び破碎機、ふるいなど	解綿用機械、混合機、切断機、切削用機械、摩砕機及び破碎機、研磨機など

注)1.「大気汚染防止法」に基づき届出(平成 11 年3月 31 日現在)のあった粉じん発生施設を示す。

2.出典:「大気汚染防止法」「平成 11 年版 熊本県環境白書(熊本県環境政策課、平成 12 年2月)」

(3)特定物質の規制

「大気汚染防止法」に基づき、アンモニア、フッ化水素など 28 種類の特定物質が定められており、施設の故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に排出されたときの措置について定められている。

(4)自動車排出ガスの規制

「大気汚染防止法」に基づき、一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物など自動車排出ガスの種類及び自動車の種類ごとに許容限度が定められている。

(5)有害大気汚染物質対策

「大気汚染防止法」に基づき、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びダイオキシン類は指定物質として環境基準が定められ、施設の種類及び規模ごとに指定物質抑制基準が定められている。